

水 第 9 2 号
令和6年4月23日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

様

土木部 技術管理課長
土木部 港湾空港課長
農林水産部 水産課長

島根県週休2日工事の試行要領の改定について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和6年3月22日付け技第699号「島根県週休2日工事の試行要領の一部改定について」により行っているところですが、下記のとおり改定しますので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休2日工事試行要領	特記仕様書	実施フロー	Q&A	休日取得表	実施希望報告様式(様式1)	履行証明書(様式2)
土木部編	—	—	—	—	—	—	—
農林水産部編	—	—		—	—	—	—
港湾・漁港漁場工事編	○	○		○	○	—	—

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

別添「新旧対照表」のとおり

3. 適用年月日

・港湾・漁港漁場工事編

令和6年6月1日以降に起案を行う発注工事

ただし、発注済工事においても受発注者協議により適用できる。

問い合わせ先

土木部港湾空港課

港湾建設係電話：0852-22-6488/5202

農林水産部水産課

整備係電話：0852-22-5319

土木部技術管理課

土木設計基準係電話：0852-22-5941/5390

農林設計基準係電話：0852-22-5942/5653

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
第1条 <略>	第1条 <略>
<p>第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、<u>単位期間において8日以上現場閉所（以下「現場閉所4週8休以上」という）があることをいう。</u>なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p>	<p>第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、<u>単位期間において8日以上現場閉所（以下「現場閉所4週8休以上」という）があることをいう。</u>なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p>
<p>2 「対象期間」とは、<u>工事着手日から工事完成日までの期間をいう。の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。</u> <u>現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。</u></p>	<p>2 「対象期間」（追記）の起算日は、<u>工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）以降の最初の土曜日とする。</u> <u>現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。</u></p>
<p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p>	<p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p>
<p><u>3 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。</u></p>	<p>3 「単位期間」とは、<u>土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。</u></p>
<p>3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</p>	<p>4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</p>
<p><u>5 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）</u></p>	<p>5 「4週8休」とは、<u>起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。（資料1参照）</u></p>
<p>4 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。<u>（資料1参照）</u></p>	<p>6 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。<u>（資料1参照）</u></p>
第3条 <略>	第3条 <略>
<p>第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。</p>	<p>第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。</p>
<p>2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式である。</p>	<p>2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式である。</p>
<p>3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に受注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。</p>	<p>3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に受注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。</p>
<p>(1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事</p>	<p>(1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事</p>
<p>例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」として工事のうち標準的な工期が確保できない工事</p>	<p>例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」として工事のうち標準的な工期が確保できない工事</p>
<p>(3) 維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事</p>	<p>(3) 維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。</p> <p>「週休2日交替制工事」とは、<u>単位期間において</u>技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で4週8休以上（以下「交替制4週8休以上」という）の休日を確保する工事のことをいう。</p> <p>「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。</p> <p>第5条～第6条 <略></p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中<u>の全ての単位期間で</u>4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1.04 を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(2) 機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 1.02 を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(3) ～ (4) <略></p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料 1 参照）を乗じるものとする。（小数点以下切捨） なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和6年6月1日から施行する。</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>	<p>また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。</p> <p>「週休2日交替制工事」とは、<u>単位期間において</u>技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で4週8休以上（以下「交替制4週8休以上」という）の休日を確保する工事のことをいう。</p> <p>「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。</p> <p>第5条～第6条 <略></p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中<u>の全ての単位期間で</u>4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1.05 を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(2) 機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 1.04 を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>(3) ～ (4) <略></p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数（資料 2 参照）を乗じるものとする。（小数点以下切捨） なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) <略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する <u>（追記）</u></p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において8日以上の現場閉所（以下「現場閉所4週8休以上」という）があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、<u>工事着手日から工事完成日までの期間をいう。の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）以降の最初の土曜日とする。</u> 現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。</p> <p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p>(3) 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p>また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</p> <p>(5) 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</p> <p>(4) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</p> <p>2 実施方法 <略></p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中<u>にの全ての単位期間で</u>4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、<u>単位期間において8日以上</u>の現場閉所（以下「現場閉所4週8休以上」という）があることをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。</p> <p>(2) 「対象期間」<u>（追記）の起算日は、工事着手日（現場事務所等の設置、または測定の開始）以降の最初の土曜日とする。</u> <u>現場閉所の確認は、起算日から工事完成日（工事完成通知書の提出日）の2週間前までの時点（これを確認期限という）で単位期間が確保できる期間を対象とする。</u></p> <p>なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。</p> <p><u>(3) 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。</u></p> <p>(4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。</p> <p>また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。但し、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(5) 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</u></p> <p>(6) 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。</p> <p>2 実施方法 <略></p> <p>3 実施報告 <略></p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中<u>の全ての単位期間で</u>4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
<p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(2) 機械経費(賃料) 積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(3) 共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(4) 現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料1参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨) なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>	<p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>(1) 労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(2) 機械経費(賃料) 積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数1.04を乗じるものとする。(小数点以下切捨)</p> <p>(3) 共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数1.02を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(4) 現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数1.03を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)</p> <p>(5) 市場単価 施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。(小数点以下切捨) なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。</p> <p>(6) 施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/oshirasesekkei/syuukyuu2/syuukyuu2.html</p>

水 第 2 0 5 号
令和6年5月15日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土 木 部 技 術 管 理 課 長
土 木 部 港 湾 空 港 課 長
農 林 水 産 部 水 産 課 長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の試行要領の訂正について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

様

土 木 部 技 術 管 理 課 長
土 木 部 港 湾 空 港 課 長
農 林 水 産 部 水 産 課 長

島根県週休2日工事の試行要領の訂正について（通知）

島根県週休2日工事の試行については、令和6年4月23日付け水第92号「島根県週休2日工事の試行要領の改定について」により行っているところですが、下記のとおり訂正しますので、関係職員に周知願います。

なお、各市町村及び関係団体へは別途送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休 2日工事試 行要領	特記仕様書	実施フロー	Q & A	休日取得表	実施希望 報告様式 (様式1)	履行証明書 (様式2)
土木部編	—	—	—	—	—	—	—
農林水産部編	—	—		—	—	—	—
港湾・漁港漁場工事編	○	○		—	—	—	—

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

別添「正誤表」のとおり

問い合わせ先
土木部港湾空港課
港湾建設係電話：0852-22-6488／5202
農林水産部水産課
整備係電話：0852-22-5319
土木部技術管理課
土木設計基準係電話：0852-22-5941／5390
農林設計基準係電話：0852-22-5942／5653

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

正	誤
<p>第1条～第6条 <略></p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>（1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（2）機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（3）～（6）<略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年6月1日から施行する。</p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>	<p>第1条～第6条 <略></p> <p>第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>（1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（2）機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.02を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（3）～（6）<略></p> <p>第8条～第9条 <略></p> <p>附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年6月1日から施行する。</p> <p>（適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。</p>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）

正	誤
<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 ＜略＞</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>（1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.05を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（2）機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（3）～（6）＜略＞</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_infra/sekisan/oshirasesekkei/syukyuu2/syukyuu2.html</p>	<p>本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」という）の対象工事である。</p> <p>1 定義 ＜略＞</p> <p>2 実施方法 ＜略＞</p> <p>3 実施報告 ＜略＞</p> <p>4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</p> <p>発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。</p> <p>なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。</p> <p>「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。</p> <p>（1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（2）機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数1.02を乗じるものとする。（小数点以下切捨）</p> <p>（3）～（6）＜略＞</p> <p>5 履行証明書 ＜略＞</p> <p>6 提出書類の虚偽 ＜略＞</p> <p>《参考》 本特記仕様書に記載の島根県週休2日工事の施行要領等については、以下のURLから確認すること。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_infra/sekisan/oshirasesekkei/syukyuu2/syukyuu2.html</p>